

【1用 語】

刻付（こくづけ）…文書等を回覧する際、発信・到着等の時刻を記すこと

廻状（かいじょう）…廻文・回章とも、代官や領主が村々・宿場などへ年貢の徴収や訴訟の呼出しなどの用件や法令等を回覧し伝達する文書

徒党（ととう）…党を結び団結すること、時に直接代官や領主へ訴え出ること、百姓一揆の一形態

小前（こまえ・こまい）…本百姓、一般の高持ち百姓のこと、時に水呑み百姓など無高・貧農を指す

出役（しゅつやく・でやく）…役目のため出張すること、またその役人

公刃（こうへん）…公儀、幕府、おおやけ

狼藉（ろうぜき）…不法な振る舞い

押込（おしこみ）…無断で他人の家などに立ち入ること

罪科（ざいか）…法に背いた罪、その罪に対する刑罰

畢竟（ひつきよう）…結局、ついには

無躰（むたい・むだい）…道理に合わないこと、無理、無法

順達（じゆんたつ）…廻状などを順送りに伝達すること

留村（とまりむら・とめむら）…組合村々へ廻状など回覧した際の最後の村

【1解 説】

慶応四年（一八六八）正月、徳川幕府が鳥羽・伏見の戦いで敗れると、岩鼻陣屋詰め渋谷鷺郎（関東取締出役）は、東山道総督府の東征軍を迎え撃つため、改革組合村々を通じて農兵銃隊の編成を指示した。しかし、官軍との交戦を恐れた農民の強い反発を招くことになり、同年二月下旬頃から西上州の下層農民を中心に質物の無償返還や借金証文の破棄、米価の引下げを求めて商人・質屋などを打ちこわす、いわゆる世直し一揆がおこり、それは次第に上州全域へ広がっていくことになった。

本文書は、このような緊迫した社会情勢の中、上州・武州の世直し一揆勢を取り締まるため、同四年二月晦日、岩鼻役所から西上州の組合村々へ発せられた急廻状である。この指示がどのくらい効力があつたのか定かでないが、さきの農兵銃隊計画は激化する農民の反対運動で断念せざるを得ず、二月下旬には岩鼻陣屋詰め役人らも逃げ去ってしまった。これによって寛政五年（一七九三）の設置以来七十五年ほど続いた岩鼻陣屋も崩壊し、西上州の地域は無政府状態に陥ってしまったのである。